

内閣参質七二第一二号

昭和四十九年三月二十六日

内閣総理大臣 田 中 角 榮

参議院議長 河 野 謙 三 殿

参議院議員須原昭二君提出休日診療所の運営に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員須原昭二君提出休日診療所の運営に関する質問に対する答弁書

一、について

休日夜間の急病対策は極めて緊要であるので、その対策として昭和四十九年度から休日夜間診療所の運営に対して助成を行うこととしているが、これは休日の診療のみならず夜間の診療も行うものを対象とするものである。この休日夜間診療所は一般的には必要最少限の人員で運営されるものと考えられるが、その規模等によつては医師及び看護婦のほか薬剤師等他の従事者が必要となることも考えられる。なお、前記の助成は運営費の一部についての定額的な補助であり、これによつて休日夜間診療所に置かれるべき要員が決められるものではない。

二、について

休日夜間診療所は、主として急病患者の応急的診療を行うものであること、一定の場所に設

置されるため特に最寄の薬局に負担がかかる等地域の受入れ体制を整えることが困難であること等により、一般的に処方せん交付という方法が適当である場合は少ないものと考える。